

公益社団法人名古屋市食品衛生協会定款

昭和 42 年 11 月制定

昭和 48 年 6 月一部変更

平成 3 年 6 月一部変更

平成 24 年 4 月 1 日公益社団法人

移行登記により全面変更（平成 24

年 1 月 24 日議決）

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人名古屋市食品衛生協会（以下「本協会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本協会は、主たる事務所を名古屋市に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）

第 3 条 本協会は、食品衛生法の趣旨に則り、食中毒等飲食に起因する衛生上の危害の発生防止、食品の品質の向上を図るため、食品関係事業者、消費者の食品衛生管理や知識の向上などのための諸事業を行い、もって公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、名古屋市の区域内において次の公益目的事業を行う。

- （1）食品衛生思想の普及啓発
- （2）食品衛生責任者を養成・育成する講習会の開催
- （3）食品衛生指導員による自主衛生管理の指導・助言等
- （4）食品衛生の向上に関する顕彰
- （5）食品衛生に関する情報の提供
- （6）食品衛生の向上に関する講習会・相談窓口等の開催
- （7）その他前各号に掲げる公益目的事業を達成するために必要な事業

2 本協会は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の共益事業及び収益事業を行う。

- （1）会員及びその従業員の福利厚生に関する事業
- （2）関連物品の販売
- （3）その他前項に関連する収益事業

（公告の方法）

第 5 条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会 員 等

（会員等）

第 6 条 本協会に、次の種類の会員を置く。

- （1）正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- （2）特別会員 本協会の目的に賛同し、かつ、本協会を賛助するため入会した個人又は団体
- （3）賛助会員 本協会を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員及び特別会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第7条 本協会の正会員、特別会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定める規程に基づき申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）

第8条 会員は、社員総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 会員は、理事会の定める規程に基づき、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の議決により、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

（1）本協会の定款、規程又は社員総会の決議に違反したとき。

（2）本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会したとき。

（2）総社員の同意があったとき。

（3）当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

（4）正当な理由なく、1年以上会費を納入しないとき。

（5）除名されたとき。

第3章 役員等

（役員の設定）

第12条 本協会に、次の役員を置く。

（1）理事 20名以上40名以内

（2）監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。なお、業務執行上必要な時には、若干名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって、法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

4 第2項の副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

5 会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち、若干名を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

（役員を選任）

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事（副会長、専務理事及び常務理事を含む。第15条第6項及び第34条第3号において同じ。）は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（役員等の親族等割合の制限）

第14条 本協会の理事のうちには、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

3 本協会の監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第12条第1項に規定する理事及び監事の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員解任）

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第19条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

（競業及び利益相反取引の制限）

第20条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（1）自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにする本協会との取引

（3）本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第 21 条 本協会は、理事会の決議によって、法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問等)

第 22 条 本協会に、名誉会長並びに顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長並びに顧問、相談役及び参与は、本協会に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 名誉会長並びに顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

4 名誉会長並びに顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うため要する費用を弁償することができる。なお、参与に対しては、理事会の承認を得て、契約により報酬等を支払うことができる。

第 4 章 社員総会

(構成及び議決権)

第 23 条 社員総会は、正会員及び特別会員（以下「社員」という。）をもって構成する。

2 社員は、社員総会においては各 1 個の議決権を有する。

(権限)

第 24 条 社員総会は、次の事項について議決する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 25 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と判断したとき。

(2) 総社員の 10 分の 1 以上の社員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第 26 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第 27 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第 28 条 社員総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第 29 条 社員総会の決議は、出席した社員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は総社員の3分の2以上の決議をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (5) その他法令で定められた事項
(議決権の代理行使)

第30条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ、本協会に提出しなければならない。

2 前項の書面は、社員総会ごとに提出しなければならない。
(書面による議決権の行使)

第31条 書面により議決権を行使できる場合には、社員は議決権行使書面に必要な事項を記載し、本協会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。
(議事録)

第32条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選出された2名の社員は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第33条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第34条 理事会は、法令及び別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議等の省略)

第38条 前条の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産)

第40条 本協会の資産は、基本財産及びその他の資産とする。

2 基本財産は、本協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産をもって構成し、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、特別の理由があるときは、総会の議決を経て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

3 その他の資産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第41条 本協会の資産は、会長が管理する。その管理方法は、理事会の議決によりこれを定める。

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項に規定する事業計画書及び収支予算書を毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載する。

(会計の規程等)

第46条 会計に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第48条 本協会は、社員総会の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(解散)

第49条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 本協会が清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第52条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を経て、会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 細 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は濱田康喜、業務執行理事は舟橋左門、大塚三月、渡辺剛

男、山羽俊吾とする。

4 移行登記日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。